

令和5年第12回

安芸高田市農業委員会議事録

総 会

令和5年12月22日（金）

安芸高田市農業委員会

総会出席簿

【開催年月日】 令和5年12月22日（金）

【時間及び場所】 午後1時30分より 安芸高田市役所 211会議室

- 日程第 1 議事録署名委員の指名について
日程第 2 報告第 8号 取消願について
日程第 3 議案第 60号 事業計画変更承認申請について
日程第 4 議案第 61号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第 5 議案第 62号 農地法第4条の規定による許可申請について
日程第 6 議案第 63号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第 7 議案第 64号 非農地証明申請について
日程第 8 議案第 65号 農用地利用集積計画の決定について
日程第 9 議案第 66号 農用地集積等利用促進計画原案の諮問について

議席	氏名	印	議席	氏名	印	議席	氏名	印
1	光永 直義	○	5	藤原 憲司	○	9	仁伍 雅史	○
2	秋國 満	○	6	山本 英次	○	10	田中 秀之	○
3	水重 克幸	○	7	—	—	11	境江 芳暢	○
4	見坂トシ子	○	8	黒瀬 忠司	○	12	高松 忠夫	○

事務局 出席 稲田 圭介 事務局長
藤城 輝久 係長
中村 貴啓 主任

総会開始 午後1時30分

総会時間 1時間14分

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時30分 開会

○田中会長

ただいまから、令和5年第12回安芸高田市農業委員会総会を開会といたします。

本日の欠席者はありません。したがって、ただいまの出席委員は11名でございます。定数に達しておりますので、これより令和5年第12回安芸高田市農業委員会総会を開会といたします。

本日の議事日程等につきましては、あらかじめお手元のほうに配付をさせていただいております。

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、安芸高田市農業委員会総会会議規則第13条第2項の規定によりまして議長において行います。1番 光永委員、2番 秋國委員、兩名を指名いたします。よろしくお祈りを申し上げます。

日程第2 報告第8号 取消願についての報告を求めます。事務局。

(事務局朗読報告)

○田中会長

ありがとうございました。以上で取消願についての報告を終わります。次へまいります。

日程第3 議案第60号 事業計画変更承認申請についてを議題といたします。はじめに事務局より提案の要点説明をお願いいたします。

(事務局朗読報告)

○田中会長

ありがとうございました。続きまして担当委員の調査報告を行います。受付番号2号につきまして、5番 藤原委員さんお願いいたします。

○藤原委員

それでは2号について説明させていただきます。12月11日、農業委員、推進委員、事務局とで現地を確認しております。この案件につきましては、令和4年4月15日付けで、駐車場という事で許可をしたわけなんですけども、場所的には●●の●●から200mぐらい●●の方に向かって●●の方●●●●という山があるんですけど、裾の方に●●●●●●●●●●といひますか●●●●があるんですけども、その一角を拡張してですね、大型車両の駐車場という事ですね、隣接しとる所なんですけど、駐車場にするという場合に、近くに駐車場として借りている場所が契約期間が切れるという事でたちまち駐車場を確保せないかんという事で、ここの許可をしたわけなんですけど、当初から進入路が山寄のところの狭い所で、なかなかそこを大型車両



資材の搬入については大型車両ではしていないという事ですか？

○事務局

そうですね、隣接が●●●●さんの資材置場になっているので、すぐ隣という事なので、たぶん大型車両ではなく、一旦隣接する資材置場に入ったものを●●●●あちらに動かすという事で使われているのかなと思います。

○田中会長

わかりました。その他ございませんか。よろしゅうございますか。質疑、意見はないようでございますので、質疑、意見を終了し採決に入ります。

議案第60号 事業計画変更承認申請について、申請通り許可することに賛成の委員は挙手願います。

[賛成者挙手]

○田中会長

賛成多数でございます。したがって、議案第60号 事業計画変更承認申請については申請通り許可することに決しました。

日程第4 議案第61号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。はじめに事務局より提案理由の説明をお願いいたします。

(事務局朗読説明)

○田中会長

ありがとうございました。続きまして担当委員の調査報告を行います。尚、会長、職務代理共に調査報告がございますのでこのまま議事進行を行います。

はじめに受付番69、70の2件につきまして、5番 藤原委員さんお願いいたします。

○藤原委員

それでは受付番号60、70についてご説明させていただきます。

まず69号でなんですけれども、場所的には八千代町●●です。場所はですね、ちょうど八千代の●●●●の●●●●という所があるんですけど、その左手の山裾のほうの開けた所で、ちょっと他の集落とは孤立したような地域なんですけど、以前はやっばし、●●が●●●●ぐらいはあったんですけど、今は実質的に●●●●●●は●●●●●●ぐらい、その中でもこの●●●●●●というのは、若い時から帰って来て、ここの地区の方の耕作放棄地とかを借り受けたりしながら、ここの中で高原野菜を作って●●に出したり、●●の方に出したり、そういう野菜作り専業で生計をたてている人なんです。譲渡人の●●さんというのは高齢で、実際には●●●●







おりです。以上で報告を終わります。

○田中会長

ありがとうございました。以上で調査報告を終わります。ここで質疑及び意見に入ります。質疑、意見がある方はご発言をお願いいたします。どうでしょうか。よろしゅうございますか。質疑、意見はないようでございます。質疑、意見を終了し採決に入ります。

議案第61号 農地法第3条の規定による許可申請について、申請通り許可することに賛成の委員は挙手願います。

[賛成者挙手]

○田中会長

ありがとうございました。全員賛成でございます。よって、議案第61号 農地法第3条の規定による許可申請については申請通り許可することに決しました。

次へまいります。日程第5 議案第62号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。はじめに事務局より提案理由の説明をお願いいたします。

(事務局朗読説明)

○田中会長

ありがとうございました。続いて、担当委員の調査報告を行います。受付番号33号につきまして、1番 光永委員さんお願いいたします。

○光永委員

1番 光永です。受付番号33号について報告いたします。12月14日、推進委員、農業委員、事務局とで現地を確認いたしましたので報告します。図面番号62-33をご覧ください。場所ですが、大きな図面がないので難しいんですが、●●●●の入口より800m●●方面に行くと、右手を見ると今回の申請人の●●●●さんの自宅があり、その入り口の部分が今回の申請地になっています。●●●●から●●●●にかけて、この周りの農地が圃場整備にかかりました。その圃場整備の時に自分の自宅に入る道が狭かったのが、場所が移動して広くなりました。そうすることによって、自宅への進入路、今回の申請地はまだ農地だったのですが、両親と一緒に拡張工事をしたという事が、今回、この上の方を整備している時にまだ農地のままだったという事が分かりまして、始末書をつけての今回の申請ということになりました。他に適当な所もなく、こういう形でしたことについては誠に申し訳ないということなので、致し方ないかなと見てまいりました。詳しくは調査書の方をご覧ください。

○田中会長

ありがとうございました。次に受付番号34号について、5番 藤原委員さんお願いします。

○藤原委員

34号について説明いたします。12月11日に現地を確認しております。現地は八千代町の●●という所なんですけど、●●●●から●●●●へ向かいまして左手の方に約500mほど山側へ向かった所です。近くには●●●●●●●●●●の建物が、ネットが張ってあります。その近くにありますが、この場所はですね、いきさつは●●さんの親父さん、先代が、この場所は宅地の一角に畑があったんですけど、そこに倉庫を建てたり、駐車場にして転用して使っていたわけです。当然手続きは済んでいると思っていたらしいんですが、相続をした段階で畑のままだったという事で今回手続きをされたそうです。場所的には●●さんの宅地の一角になっているので、長い間そのように使われていますので、畑ですし、排水路等については地域の方で全然問題なく、始末書付きで手続きされていますので問題なかろうかと思えます。以上です。

○田中会長

ありがとうございました。次に受付番号35号について、2番 秋國委員さんお願いします。

○秋國委員

2番 秋國です。受付番号62-35号について、去る12月12日、農業委員、推進委員、事務局とで現地を確認いたしましたので報告いたします。地図の62-35をご覧いただきたいと思えます。申請地はですね、●●●●●●●●と●●●●●●●●●●がクロスしております●●●●●●●●という所でございますが、そのクロスしている所から●●●●へ約300m行きまして、●●を700mぐらい入った所に●●●●●●●●●●という集落がございます。そこに申請地がございます。上の地図で、532-1という番号の所が申請人の自宅でございます、申請地はその自宅のすぐ左隣でございます。今までは山の中にある墓地に参っていたわけですが、高齢になり自宅のすぐ隣に墓地を新設するという事で、今回の申請でございます。申請地の周囲は、農地はあるわけですが、他の農地への悪影響等はないことから、他に適当な場所もなくやむを得ないという事で見てまいりました。詳しくは別紙調査書をご覧いただきたいと思えます。以上で報告を終わります。

○田中会長

ありがとうございました。以上で調査報告を終わります。これより、質疑及び意見に入ります。質疑、意見がある方はご発言をお願いします。どうでしょうか。ございませんか。

質疑および意見がないようでございますので、質疑、意見を終了し採決に入りたいと思えます。

議案第62号 農地法第4条の規定による許可申請について、申請通り許可することに賛成の委員は挙手願います。

[賛成者挙手]

○田中会長

全員賛成でございます。よって、議案第62号 農地法第4条の規定による許可申請について申請通り許可することに決しました。

ここで議長交代のため暫時休憩といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時13分 休憩

午後2時13分 再開

○水重職務代理

休憩を閉じて会議を再開いたします。

日程第6 議案第63号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。はじめに事務局より提案の要点説明をお願いいたします。

(事務局朗読説明)

○水重職務代理

ありがとうございました。続いて担当委員の調査報告を行います。

受付番号61号につきまして、10番 田中委員願います。

○田中委員

10番 田中でございます。受付番号61号について、去る12月12日に、推進委員さん、農業委員、事務局とで現地の調査を実施いたしました。その詳細についての説明を行います。

譲渡人は、●●●●●、それから受け人は●●●●●でございます。年代ははっきり承知をしていないわけですが、昭和50年代後半だったと思いますが、●●●●●の自宅の前に、●●が通っておりました。現在は4～5m離れた所に●●●●●が設置を、建設され、今はほとんど●●を使用するものはないような状況であります。そういったことからこの問題につきましては、●●●●●の自宅の前の●●と、●●●●●との間にある土地でございます。●●●●●は●●●●●の約70mあまり上に自宅がございます。そういうことから使い便利が悪いということなので、●●●●●と、これは受け人が●●さんになっておりますが、父は●●●●●というお父さんでございましたが、それと●●●●●が土地の交換をしようじゃないかという事から、●●●●●の家の前の土地と、●●●●●の土地を交換したという事が発生をいたしております。そういうことから、●●●●●の父が交換をし

てもらった土地に農業用倉庫を建築し、また、水洗い場、車や農機具を洗うための場所を作るという事です。すでに設置をしておりましたので、始末書を付しての申請になっております。

場所でございますが、別添63-61をご覧くださいますと、上の地図でいいますと、中ほど斜め左上から右下へ道と書いてありますが、これが●●●●●●●●でございます。申請地の●●●●●●●●はこの地図でいいますと、下側。これが●●●●●●●●が通っておったわけです。●●●●●●●●、●●●●●●●●、これが●●●●●●●●氏の自宅になっております。倉庫兼自宅であります。●●●●●●●●はこの地図では確認できないわけですが、この上の図面の左側に、●●●●●●●●という●●●●●●●●があるわけですが、それから少しこの上の地図を右側へ行きますと、すぐ橋が通っております。橋を渡りますと高宮の●●●●●●●●、それから●●●●●●●●に入っていきます。そういった場所でございます。もうすでに先ほど申し上げましたように、●●●●●●●●の父が倉庫なり、そういったものを作っておられて、始末書を付しての申請であります。現況ではもう20数年使っておられることから、特段な問題は発生はしないという事ではありますが、すでに建築をされておられますし、やむを得ないという事で調査をしてみました。以上で61号につきましての報告を終わります。

○水重職務代理

続いて受付番号62号について、9番 仁伍委員お願いします。

○仁伍委員

9番 仁伍です。受付番号62号について報告します。12月14日、推進委員、農業委員、事務局とで現地を確認しました。図面は63-62なんですけど分かりにくいので、先ほど3条の61-76を見ていただいた方が分かりやすいかと思います。場所は先ほどと一緒に、●●●●●●●●から●●●●●●●●へ1km進んだ辺りになり、●●●●●●●●が申請地になります。譲渡人の●●●●●●●●さんは相続で申請地を取得されたのですが、現在申請地は道路の高さまで嵩上げされており、一見すると農地とは思えない状態で、取得時にはこの状態であったようで、顛末書をつけての申請になっております。譲受人の●●●●●●●●さんは申請地を譲り受け、農業用資材置場として利用されるそうです。申請地を農地として利用することは困難であることと、今まで申請地が他の農地に悪影響を与えていない事から、今回の申請は致し方ないものだと見てきました。詳しくは調査書をご覧ください。以上で報告を終わります。

○水重職務代理

以上で調査報告を終わります。これより質疑及び意見に入ります。質疑及び意見はございませんか。質疑、意見がないようですので質疑、意見を終了し採決に入ります。

議案第63号 農地法第5条の規定による許可申請について、申請のとおり許可することに賛成の委員は挙手願います。

[賛成者挙手]

○水重職務代理

全員賛成でございます。よって、議案第63号 農地法第5条の規定による許可申請については申請通り許可することに決しました。ここで議長交代のため暫時休憩といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時23分 休憩

午後2時23分 再開

○田中会長

休憩を閉じて会議を再開いたします。

日程第7 議案第64号 非農地証明申請についてを議題といたします。はじめに事務局より提案の要点説明をお願いします。

(事務局朗読説明)

○田中会長

ありがとうございました。続いて担当委員の調査報告を行います。受付番号12号につきまして、1番 光永委員さんをお願いします。

○光永委員

1番 光永です。受付番号64-12号について報告します。去る12月14日、推進委員、農業委員、事務局とで現地を確認しましたので報告します。図面番号64-12をご覧ください。場所ですが、●●●●●●●●という記載があるすぐ右手に、●●●のバス停があります。そこから約200m●●●方面に行った右手が今回の申請地になります。右側に●●●●●●という文字が見えると思いますが、ここに昔はお家が建っておりました。●●●●●●さんは今回の申請人のお父さんにあたり、●●●さんはもうこちらに帰ってくることもないという事で、●●●●●●に在住されております。今回現地を見ましたが、家の方は全て更地にされていました。唯一その右側の今回の申請地だけが、約20年強、何もされずに荒れたままという事で、まだ山林まではいかないにしてもそれに近い状態で、なかなか手が入られていないという状況です。現場には車が入れない、一輪車でしか上がれないような小さい道しかなく、今回自宅を撤去するにも手前から重機で引っ張って家を崩したという事で、山林という風になっている手前も●●●●●●さんという自宅があるので、なかなかそういう作業ができないという事で、今回非農用地にしてしまうという事での申請になっています。現場を見れば致し方ないかなど。本人さんも帰ってこないという事なので、この申請は仕方ないなと見てまいりました。以上で報告を終わります。

○田中会長

以上で調査報告を終わります。これより質疑及び意見に入ります。質疑及び意見はございませんか。質疑、意見がないようでございます。質疑、意見を終了し採決に入ります。

議案第64号 非農地証明申請について、申請のとおり受理することに賛成の委員は挙手願います。

[賛成者挙手]

○田中会長

ありがとうございました。全員賛成でございます。よって、議案第64号 非農地証明申請については申請通り受理することに決しました。ここで暫時休憩とさせていただきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時27分 休憩

午後2時32分 再開

○田中会長

休憩を閉じて会議を再開いたします。

日程第8 議案第65号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。はじめに事務局より提案の要点説明をお願いします。

(事務局朗読説明)

○田中会長

ありがとうございました。これより質疑及び意見に入ります。質疑、意見がある方はご発言をお願いいたします。

○水重委員

20年の貸し借りなのですが可能なのですか。

○事務局

可能です。たしか50年までいけたと思います。昔は最大20年だったような気がしますが、改正があって20年を超えても大丈夫になりました。

○水重委員

74才で借りて94才に終わるとのことよね。

○事務局

そうですね。

○田中会長

100年時代ですからねー。

○事務局

機構が借り受ける分は最低10年なんですが、やられる意欲があると。比較的長く借りられる方はハウスをされる方が多いんですが。

○水重委員

21年となっているが。

○事務局

厳密にいうと20年何か月ということで、何か月の端数処理の関係、事務処理の関係で当委員会では21年と記載していますが、機構としては20年間という形でやられていると思います。

○水重委員

あまり長いと借り受け者が100才を超すからね。

○事務局

そうですね。ただ法的には設定は可能です。

○田中会長

その他ございませんでしょうか。質疑、意見がないようでございます。質疑、意見を終了し、採決に入ります。

議案第65号 農用地利用集積計画の決定について、本案は計画通り決定することとし、妥当意見を付し、市長に回答することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○田中会長

はい、ありがとうございました。全員賛成でございます。よって、議案第65号 農用地利用集積計画の決定については、計画通り決定することとし、妥当意見を付し市長に回答することに決しました。

次へまいります。日程第9 議案第66号 農用地集積等利用促進計画原案の諮問について

を議題といたします。はじめに事務局より提案の要点説明をお願いします。

(事務局朗読説明)

○田中会長

ありがとうございました。これより質疑及び意見に入ります。質疑、意見がある方はご発言をお願いいたします。よろしいでしょうか。質疑及び意見がないようでございます。質疑、意見を終了し、採決に入ります。

議案第66号 農用地集積等利用促進計画原案の諮問について、原案通り設定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○田中会長

はい、ありがとうございました。全員賛成でございます。よって、議案第66号 農用地集積等利用促進計画原案の諮問については、原案通り設定することに意義のない旨を市長に回答することに決しました。

以上をもちまして本総会に付議をされました案件は全て審議を終了いたしました。これをもって令和5年第12回安芸高田市農業委員会総会を閉会といたします。ありがとうございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時44分 閉会